



ROTARY:
MAKING A
DIFFERENCE

FUJIEDA ROTARY CLUB 藤枝ロータリークラブ会報



例 会：毎週水曜日 小杉苑
藤枝市青木2-35-30 TEL:054-641-3321
事務局：藤枝市青木1-11-10 TEL:054-647-2300
FAX:054-647-2040
E-mail: club1972@fujieda-rotary.org

会 長:大長 昭子 副会長:島村 武慶 幹 事:大塚 高弘 副幹事:玉木 潤一郎

2017-2018年度 R1テーマ

ロータリー:変化をもたらす

♪ソング…君が代・奉仕の理想

♪ソングリーダー…島村 武慶君

第2224回

通常例会/小杉苑

会長報告

大長 昭子君

桜が満開になって
います。

当法人の保育園も
入園式を行い 50 名
の皆さんが入園し
ました。園の前の
川沿いの桜も満開です。お時間があればご覧に
なってください。



本日は、福島ガバナー補佐、市川ガバナー補佐
事務局長が期末のご挨拶にお見えになっています。
また、会員の奥様方が結婚記念日のお祝いの為
お見えになっています。

今月の月間のテーマは水と衛生月間から母子の
健康月間に変わります。

2 月開催されたテーブルメイトで、クラブの
活性化、未来のロータリーについて、中・長期
計画について話し合い、原稿を送っていただき
ありがとうございました。

11 日の創立夜間例会に向け歴代の会長・幹事に
エッセイをお願いしました。原稿のご協力ありが
うございました。

14 日の山梨で開催される地区協議会ですが、
皆さん一緒にバスで参加します。詳細は、後日
ご案内します。

24 日開催予定の冠講座は、二か年にまたがって
開催していたものを単年度になりましたので
今年度の開催はなくなりました。そのため開校日
の 24 日は、堀川学部長さんの卓話となります。
例会が火曜日になります、お間違えの無いよう
お願いいたします。

出席報告

仲田 廣志君

本日のホームクラブ 出席者	前回の補正出席者
31/42 73.81%	33/42 78.57%

(1)欠席者(事前連絡とメイクアップをどうぞ)
○青島彰君 ○大杉君 ○杉山君 ○仲田晃君
○平野君 江崎友君 江崎晴君 大塚博君
落合君 鈴木邦君 鈴木透君

(2)メイクアップ者
鈴木 邦昭君(榛南) 青島 鉄男君(榛南)
大塚 博巳君(藤枝南) 松田 真彦君(藤枝南)
鈴木 邦昭君(藤枝南)

ビジター

国際ロータリー第 2620 地区静岡第 5 分区

福島 吉衛 ガバナー補佐

国際ロータリー第 2620 地区静岡第 5 分区

市川 充宏 ガバナー補佐事務局長

スマイルBOX

仲田 廣志君

・7 月から静岡第 5 分区から静岡第 4 グループに
なります。

国際ロータリー第 2620 地区静岡第 5 分区

ガバナー補佐 福島 吉衛君

・福島ガバナー補佐期末のご訪問ありが
うございます。 大長 昭子君

・結婚記念のお祝いありがとうございました。
52 年目になりました。お互いに元気で来年も
向かえる事が出来たらと思います。大長 昭子君
・夫人誕生日のお祝いありがとうございます。
71 歳になるそうです。いつまでも若くいてほしい
と思います。 松葉 隆夫君

・奥さん、僕より長生きしてください。

森下 敏顯君

- ・ 54 回目の結婚記念日。慶びと感謝でいっぱい
です。これからも支えあって、家族の為に会社の
為に、社会の為に頑張ります。 松葉 義之君
- ・ 結婚祝いありがとうございました。来年は夫人
招待出られるようにします。 青島 克郎君
- ・ 結婚祝いをありがとうございます。来年も迎え
られる様最大限の努力をします。 平 和則君
- ・ 高校野球の東部地区予選で次男がホームランを
打ちました。御殿場西校の活躍を見守って
下さい。 河森 栄介君

スマイル累計額 123,600円

■ 会員卓話

増田 貴行君



1. 土地家屋調査士とは

私たち土地家屋調査士は、不動産(土地・建物)の物理的状況を正確に登記記録に反映させるために、必要な調査及び測量を行っています。

2. 不動産登記

不動産登記は、わたしたちの大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などを登記記録に記載し、これを一般公開することにより、権利関係などの状況が誰にでもわかるようにし、取引の安全と円滑をはかる役割をはたしています。法務局で誰でも請求できます・。

3. 登記記録

登記記録は、1筆(1区画)の土地又は1個の建物ごとに表題部と権利部に区分して作成されています。さらに、権利部は甲区と乙区に区分され、甲区には所有権に関する登記の登記事項が、乙区には所有権以外の権利に関する登記の登記事項がそれぞれ記録されています。

4. 「不動産登記」は大きく分けて二つの種類があり、一つは「表示に関する登記」でもう一つは「権利に関する登記」です。

5. 土地の登記

土地であれば、どこに、どれくらいの広さで、どのように利用されている土地があるのかを明確にするための登記であり、「土地家屋調査士」がこれを扱います。

- ・ 土地分筆登記
 - ・ 土地地積更正登記・・・課税されている面積と実際の面積を合わせる。
 - ・ 地目変更登記
 - ・ 合筆登記
- などがあります。

6. 建物の登記

建物登記とは、建物の物理的な状況を、登記簿という登記所に備え付けられた公の帳簿に登録する手続きの事を言います。

所在、種類、構造、床面積、建築年月日、所有者が記載されています。

- ・ 建物表題登記 新築
- ・ 建物表題変更登記 増築、一部取壊し
- ・ 建物滅失登記 取壊し

7. 確定測量とは、土地の境界を明確に確定させる測量です。土地の売買などで、土地の境界をはっきりさせたいとき、お隣の土地の境界がわからないときなどに、必要な測量です。土地の境界を確定させるためには隣接地との境界立会いを行い境界を確定させる必要があります。

また、隣接する道路・水路の境界が未確定の場合などは、関係官庁(県・市町村)と立会いを行い道路境界(官民の境)を確定させます。土地分筆登記や地積更正登記を申請する場合この測量が原則必要となります。

最後に、登記で必要なことがあればいつでも相談してください。

★ガバナー補佐クラブ訪問

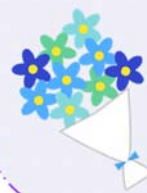
国際ローター
 第 2620 地区
 静岡第 5 分区
 福島 吉衛
 ガバナー補佐



国際ローター
 第 2620 地区
 静岡第 5 分区
 市川 充宏
 ガバナー補佐事務局長



4月のお祝い
 おめでとうございます！



(担当/村松繁君)